秋田市告示第228号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の２の３第１項の規定により指定した指定納付受託者より、同条第３項の規定による届出があったため、同条第４項および秋田市財務規則（平成９年秋田市規則第37号）第43条の２第２項の規定により告示する。

令和６年７月５日

秋田市長　穂　積　　　志

１　変更があった指定納付受託者の名称

株式会社アイモバイル

２　指定納付を委託した年月日

令和６年４月１日

３　指定納付を委託した歳入

秋田市ふるさと応援寄附金

４　変更があった事項

変更前　東京都渋谷区桜丘町22－14　N.E.S.ビルＮ棟２階

変更後　東京都渋谷区渋谷三丁目26番20号　関電不動産渋谷ビル８階

５　変更年月日

令和６年７月17日

６　変更理由

本社移転による